

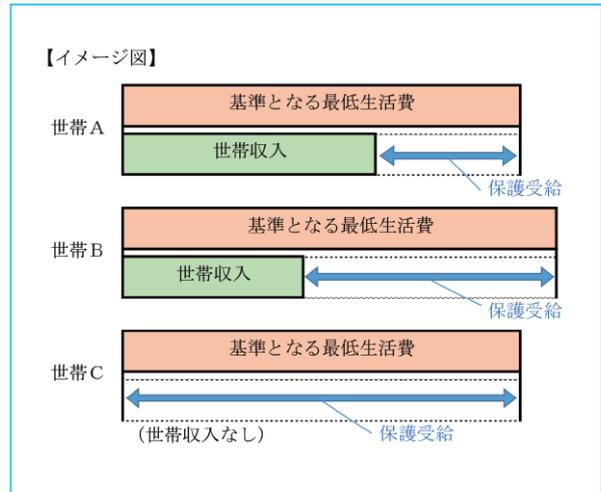
4. 社会・援護局

社会・援護局では、生活保護制度の企画・運営や消費生活協同組合に対する指導のほか、障害者が地域で生活するために必要な支援を担うなど、社会福祉の推進のための施策を行っています。

- 保護課 -

① 生活保護制度における最低限度の生活の基準

生活保護は、生活に困窮する国民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な保護を行うとともに、その自立を助長する制度です。保護を行うにあたっては、最低限度の生活の基準（最低生活費）が定められており、生活に困窮する人が自身の金銭や物品でその基準を満たすことができない場合、その不足分を補うものとなっています。この基準は、保護の種類に応じて、地域や年齢、世帯構成などの必要な事情を考慮した上で定められ、最低限度の生活の需要を満たすのに十分、かつ、これをこえないものでなければなりません。

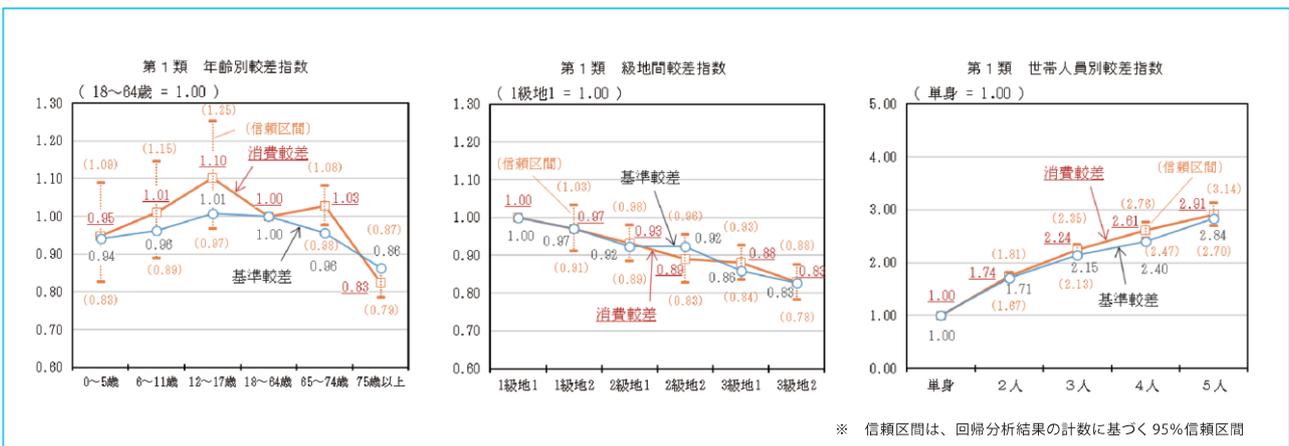


② 生活保護基準を定期的に検証

保護の種類には、衣食や光熱水費など日常生活の需要を満たすための「生活扶助」、必要な住居を手当てするための「住宅扶助」、診察や治療を受けるための「医療扶助」などがあります。このうち、「生活扶助」の基準額は、5年に一度、専門家の議論の下、定期的に検証が行われています。

生活保護で保障する最低限度の生活水準は、一般国民の生活水準との相対的な関係によって捉え、一般国民の消費実態と均衡を図る形で定められています。具体的には、地域や年齢、世帯構成に応じた生活の需要の違い（基準額の違い）について、大規模な消費実態のデータ等を分析することにより検証します。検証では、回帰分析等の統計的な手法が用いられますが、その技術的な部分を理解し、制度運営につなげていくためには、数理的な知見が必要不可欠なものとなっています。

以下は、令和4年に実施した生活保護基準の検証結果の一部です。現在の生活保護基準の較差と一般低所得世帯（年収階級第1・十分位）の消費実態の較差を、年齢別、級地間（地域別）、世帯人員別に分析し、比較しています。

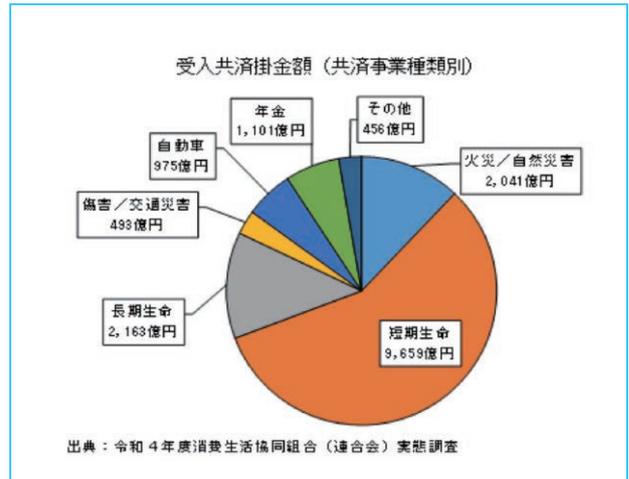


- 地域福祉課 消費生活協同組合業務室 -

消費生活協同組合（いわゆる「生協」）と言ったときに、学生のみなさんは、教科書を買ったり、学食として利用している購買生協を思い浮かべるかもしれません。

一方で、「生協」には、生命保険や損害保険のような「共済事業」を行っている共済生協というものがあります。共済生協の扱っている商品は、生命共済、終身共済、住宅災害共済、自動車補償共済など多岐にわたりますが、数理・デジタル職員は、こうした共済について「共済掛金（保険料）が保険数理の考え方に基づいて合理的に算出されているか」「将来の共済金（保険金）支払いのために必要な責任準備金が適切に積み立てられているか」等、契約者保護の観点から審査を行っています。

また、共済生協の監督も行っており、民間保険会社での監督のあり方を注視しつつ、共済生協を取り巻く環境や実態を踏まえながら、共済生協の監督のあり方について検討しています。



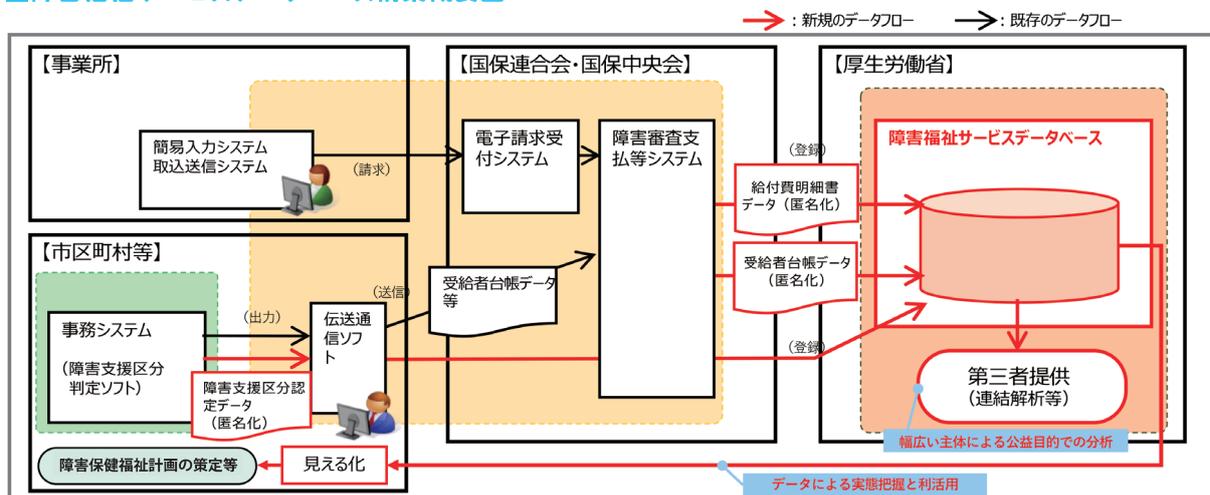
- 障害保健福祉部企画課 -

障害保健福祉部は、障害のある方が地域で生き生きと暮らせる社会の実現を目指して様々な取組を行っており、障害があっても自ら望む生活ができるよう、障害者の地域生活を支援しています。

例えば、日常生活の支援や就労支援に関する施策のほか、発達障害のある方には同じ悩みを持つ当事者や家族同士のサポートを支援する施策の充実、精神障害のある方には地域住民に対しその障害の特性への理解の促進を図りつつ、地域での生活が継続できるような施策を実施しています。

その中で、数理・デジタル職員は企画課に配置され、施策を企画、立案するためのエビデンスとなるデータベースの構築やその機能の拡充を行っているほか、データベースにあるデータを用いた分析や障害者施設等の経営状況に関する統計調査についての分析等を行っています。

■ 障害福祉サービスデータベース構築概要図



※ 数理・デジタル職員は、SQLと呼ばれるデータベース言語を用いて、障害福祉サービスデータベースに格納されているデータの抽出や集計等を行っています。